

## 5. 移動の支援

### (1) 同行援護

#### ■ 内容

視覚障がいにより移動が著しく困難な方の外出時に、移動に必要な情報提供（代筆・代読含む）や移動の援護などを行います。

#### ■ 対象者

同行援護の調査項目のうち、視力障害・視野障害・夜盲のいずれかが1点以上であり、かつ移動障害が1点以上の方

#### ■ 手続き

「1（1）障害福祉サービスと障害児通所支援」の「主な手続き（2ページ）」をご覧ください。

#### ■ 利用者負担額

「1（1）障害福祉サービスと障害児通所支援」の「利用者負担額（2～3ページ）」をご覧ください。

#### ■ サービス提供事業所

詳しくは（114～115ページ）をご覧ください。

#### ■ 担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007／FAX：0771-68-1166

## (2) 行動援助

### ■内容

知的・精神障がいにより自己判断能力に制限のある方の行動時に、危険を回避するための援助、外出時の移動・食事・排せつなどの介護を行います。

### ■対象者

障害支援区分3以上で、障害支援区分の調査項目のうち行動関連項目等（12項目）が合計10点以上（障がい児はこれに相当する支援の度合）の方

### ■手続き

「1（1）障害福祉サービスと障害児通所支援」の「主な手続き（2ページ）」をご覧ください。

### ■利用者負担額

「1（1）障害福祉サービスと障害児通所支援」の「利用者負担額（2～3ページ）」をご覧ください。

### ■サービス提供事業所

詳しくは（115ページ）をご覧ください。

### ■担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007／FAX：0771-68-1166

### (3) ガイドヘルパー派遣事業

#### ■内容

屋外での移動が困難な障がいのある方に、ガイドヘルパーを派遣して、社会参加など生活に必要な外出や余暇活動などのための外出を支援します。

◎生活に必要な外出：サークル活動・会議・冠婚葬祭・生活必需品の買い物など

◎余暇活動：外食・遊園地・映画鑑賞など（余暇活動の利用時間は月40時間以内）

#### ■対象者

①身体障害者手帳（2級以上）・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持ち、屋外の移動に支援が必要な方

②医師の意見書などにより「①」と同等の障がいがあると認められる方

※障害福祉サービスなどで同等の支援が利用できる方は、基本的に除きます。

#### ■手続き

<p>①相談・申請書の提出</p>	<p>南丹市社会福祉課または各支所に相談のうえ、申請書を提出してください。</p> <p>《必要なもの》</p> <p>◎申請書</p> <p>◎障害者手帳の写し</p> <p>◎障害者手帳がない場合、医師の意見書・専門機関の判定書・特定疾病受給者証の写しなど障がいがあると認められる書類</p>
<p>②調査</p>	<p>市職員が本人や家族に障がいの状況などをお聞きします。</p>
<p>③利用決定</p>	<p>利用の可否などを決定して、市から申請者に利用決定通知書を交付します。</p>
<p>④サービスの利用</p>	<p>利用者はサービス提供事業者（123ページ）と契約し、サービスを利用してください。</p>

#### ■利用者負担額

交通費・入場料などの実費（ヘルパー分含む）は利用者負担です。

#### ■担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007 / FAX：0771-68-1166